

## 函館市と味の素グループとの連携協定書

函館市（以下「甲」という。）、味の素株式会社アミノサイエンス事業本部スポーツニュートリション部（以下「乙」という。）及び北海道味の素株式会社（以下「丙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲、乙及び丙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、函館市民の健やかな心身を育む運動やスポーツの振興及び健康づくりの推進を図ることを目的とする。

### （連携内容）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）スポーツ振興に関すること。
- （2）健康増進に関すること。
- （3）地域振興に関すること。
- （4）その他、前条の目的を達成するために必要な事項について協議の上、協力して取り組む。

### （連携の実施）

第3条 本協定に関わる相互協力に当たり、甲、乙及び丙の間で詳細な取り決めが必要となる場合は、別途協議のうえ、覚書等を締結するものとする。

### （秘密保持）

第4条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく相互協力を行う上で、お互いが知り得た情報を、善良なる管理者の注意義務をもって厳重に保管及び管理し、本協定の有効期間及び期間終了後においても、本協定の目的以外の目的に使用せず、第三者に開示し漏洩しないものとする。

### （有効期間）

第5条 本協定の有効期間は本協定締結の日から起算して1年とする。ただし、協定期間満了の1か月前までにいずれかの当事者から更新しない旨の意思表示がなされないときは、本協定は同一条件により更新されるものとし、それ以降も同様とする。

2 前項による本協定の有効期間内であっても、甲、乙及び丙で協議の上、書面による合意によって本協定の内容を変更することができる。

### （その他）

第6条 本協定に定めのない事項、または本協定の条項の運用に当たり疑義が生じたときは、甲、乙及び丙で協議の上決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書を3通作成し、それぞれ署名のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年3月26日

甲 函館市東雲町4番13号  
函館市  
函館市長 大泉 潤

大泉 潤

乙 東京都中央区京橋一丁目15番1号  
味の素株式会社  
アミノサイエンス事業本部  
スポーツニュートリション部  
部長 荻野 友靖

荻野 友靖

丙 札幌市西区二十四軒1条4丁目6番11号  
北海道味の素株式会社  
代表取締役社長 矢野 禎人

矢野 禎人